

# 新型コロナウイルス感染症 予防対策及び活動指針

令和2年10月6日

名古屋商工会議所 鯨の会

## 1. 基本指針

### 「令和2年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」

鯨の会は50歳以上の会員で構成されており、「感染しない、感染させない」を徹底して、会の活動においてコロナ感染者を出さないことが最も重要である。「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して実践しながら活動し、地域社会全体の感染症拡大防止に繋げていく。国・愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所などから、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、各種団体の取り組みを参考にしながら、変化していく状況に応じて対策を講じ実施する。

## 2. 指針策定経緯

- (1) 国の緊急事態宣言が5月25日に解除されたことを受け、6月末より鯨の会再開に向けて小規模な役員・委員会活動を再開し、臨時総会と2回の定例会を開催することが決まったが、8月6日愛知県独自の緊急事態宣言が発出されたことにより、今後の鯨の会の活動について正副会長委員長会議及び役員会で協議することとなった。結果、基本指針である「令和2年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」を念頭に活動し、鯨の会は会員同士の交流関係を最大限に活用して、例年の慣例にとらわれずコロナ禍で可能な事業を行い、地域社会の活力維持に繋げていくため、感染症予防対策指針を策定することとした。
- (2) 本指針は8月20日に発信され、その後8月24日に愛知県独自の緊急事態宣言が解除、翌日には臨時総会も本指針に沿った上で開催されました。9月以降感染者数も減少傾向が継続している現状を踏まえ 感染予防対策と経済活動の両立を目指し、10月6日以降の指針を改定した。

### 3. 今後の活動

#### (1) 「定例会・総会」について

参加した会員同士が、会場の座席間の幅を約2メートル程度、ソーシャルディスタンスが確保できる体制で行う。入室前に、参加する会員にマスクの着用、アルコールによる手指の消毒を義務づけるとともに、検温や新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認し、発熱や咳をするなど体調の思わしくない会員は、参加を禁止する。

参加した会員同士が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の定義《手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なしで、感染判明者と15分以上の接触があった者》に該当するような接触を禁止する。

万が一参加した会員が、以後2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合、感染した会員は鯨の会総務委員長に速やかに連絡し、感染拡大防止に協力しなければならないものとする。

#### (2) 「定例会・総会」の開催可否について

上記1.基本指針に準じ、正副会長委員長会議において、開催可否を決定する。

#### (3) 役員会・委員会活動について

web会議システムの利用などを推奨するが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針に従うこと。

#### (4) 研究会・サークル活動について

web会議システムの利用などを推奨するが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針に従うこと。

#### (5) 活動後の懇親会について

- ・本指針を発信した時期においては、対面・集合する懇親会・会食については原則禁止とする。
- ・10月6日以降においては、多人数での対面・集合する懇親会・会食については自粛する。ただし、今後の感染症の拡大状況や、国や県などが発する感染症対策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。

### 4. 本指針について

本指針は、新型コロナウイルス感染症予防対策の基本事項を定めたものであり、本指針に定めのない具体的な事項に関しては、上記1.基本指針に従って、各委員会及び研究会・サークル内にて判断するものとする。

今後も、本指針に沿って活動を進めることとし、行政の指針や要請、医療体制の状況、感染症の動向、各種団体における取り組み等を踏まえ、正副会長委員長会議及び役員会にて、適宜必要な見直しを行うものとする。

### 5. その他

鯨の会は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しています。

※厚生労働省が配布しているこのアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

第1版 令和2年8月20日 制定

第2版 令和2年10月6日 改定